



ルールを無視した ペダル付き 電動バイク

ペダル及びモーターを備える車両のうち、

- スロットルが備えられており、モーターのみで走行させることができるもの
- 駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト自転車）のアシスト比率の基準を超えるもの



自転車ではなく、 一般原動機付自転車又は自動車です!!

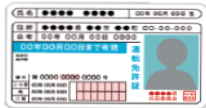
モーターを用いず、ペダルのみを用いて走行させる場合でも、一般原動機付自転車又は自動車としての交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されます。



公道を走行するために必要なこと



一般原動機付自転車等を運転することのできる
運転免許



ブレーキランプ、ウインカー、バックミラー等の備付け



ナンバープレートの取付け・表示



自動車損害賠償責任保険（共済）への加入



警察庁・岐阜県警察



岐阜県警では交通安全情報を配信しています!

交通安全情報URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/3246.html>

交通事故統計・分析URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/6169.html>

X (旧Twitter) URL <https://twitter.com/gpkoutsuukikaku>



X (旧Twitter)

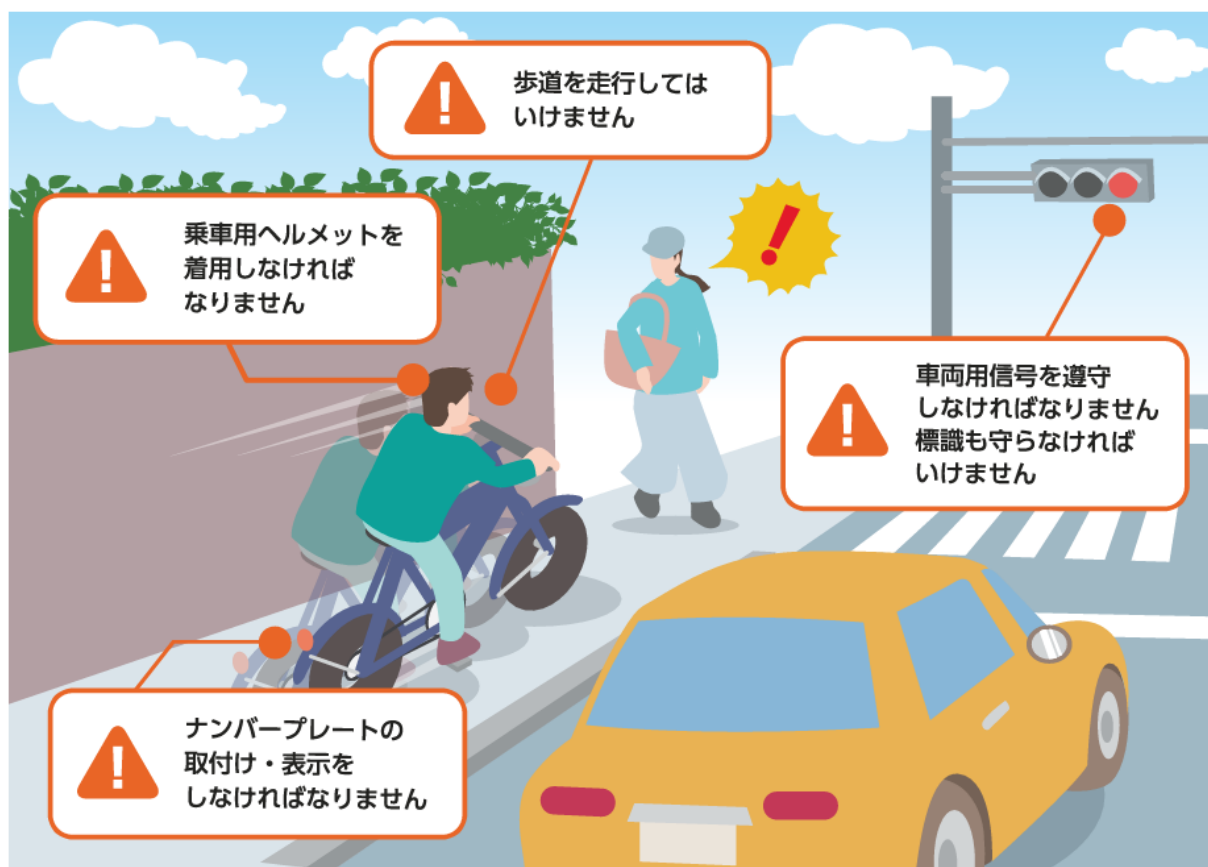


交通安全情報

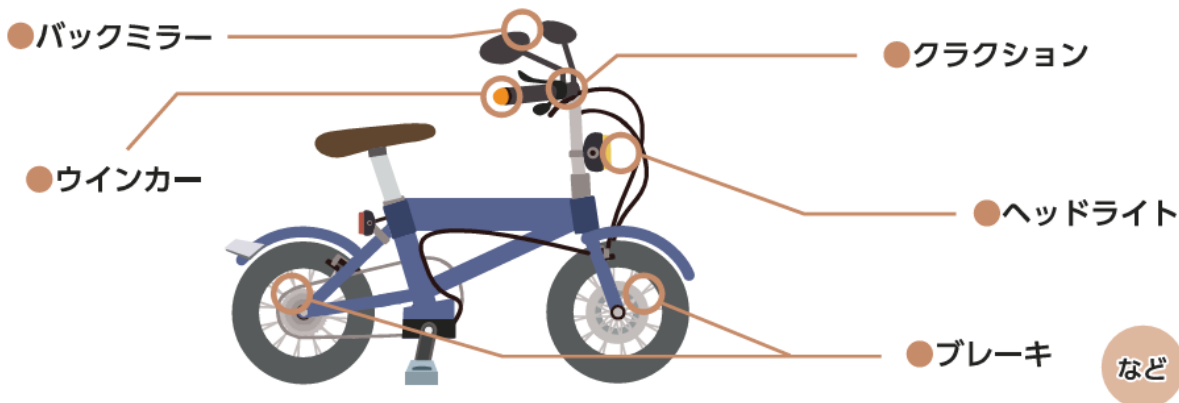


交通事故統計・分析

ルールの無視は罰則の対象です！



保安基準に適合しなければなりません



自転車の交通ルールが適用されるもの

型式認定を受け、TSマークが付いている駆動補助機付自転車には、自転車の交通ルールが適用されます。いわゆる電動アシスト自転車を使用（購入）する場合には、TSマークが付いているものを選びましょう。



TS マーク



型式認定を受けているものはこちら